

(日本繊維産業連盟/繊維産業流通構造改革推進協議会)
繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた
自主行動計画のフォローアップ調査アンケート

■ ご連絡先をご記入ください。

※本アンケートは無記名式です。

ご連絡先にご記入いただきました情報は、組合がアンケートの回収・管理において使用するもので、アンケート提出時には本紙を除外した上で提出します。

【ご連絡先】

会社名	
お名前	
所属	
電話	
Eメール	

* 提出期日：2023年11月24日（金）必着

* 提出先：0021@jtai.or.jp

* 回答が難しい設問は空欄（答えられる範囲）で構いません。

※なお、今回より、Web上での調査表を取り入れることで、皆様のお手間をなるべく省けるよう改善されております。Web上での調査表につきましては、次ページをご参照ください。

————— お問合せ・ご返送先 —————

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合（担当：神谷、森）

電 話：03-3270-0791

Eメール：0031@jtia.or.jp

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた
自主行動計画のフォローアップ調査アンケート

アンケートはパソコン、スマートフォンでもご回答頂けます。

WEBアンケートURL：

<https://fispa.gr.jp/survey/index.php/983618?lang=ja>



QRコード

令和5年11月

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

自主行動計画のフォローアップ指針における調査事項

調査対象時期：本調査は令和5年10月1日時点での状況につきお尋ねします。

I. 基礎情報

① 貴社自身の取引上の地位*に最も近いものをお答えください。 [単一回答]

回答欄

*【例】企業 A（完成品メーカー） → 企業 B（1次下請） → 貴社（2次下請） → 企業 C（3次下請） ... 「2次下請」を選択

1: 完成品メーカー	2: 1次下請	3: 2次下請
4: 3次下請	5: 4次以下の下請	6: あてはまるものはない

② 貴社の資本金をお答えください（貴社単独での資本金額）。 [単一回答]

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超5,000万円以下	3: 5,000万円超3億円以下
4: 3億円超10億円以下	5: 10億円超100億円以下	6: 100億円超

③ 貴社の従業員数をお答えください（貴社単独での従業員数）。 [単一回答]

1: 5人以下	2: 5人超20人以下	3: 20人超50人以下
4: 50人超100人以下	5: 100人超300人以下	6: 300人超

④ 貴社の業種をお答えください。 [単一回答] ※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を1つ選んでください

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維工業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 化学産業（製薬産業）	9: 化学産業（製薬産業以外）
10: 石油製品・石炭製品製造業	11: 鉄鋼業	12: 非鉄金属製造業
13: 金属製品製造業	14: 機械製造業	15: 医療機器、福祉用具製造業
16: 電機・情報通信機器製造業	17: 輸送用機械器具製造業のうち、 （自動車・自動車部品製造業）	18: 輸送用機械器具製造業のうち、 （造船業）
19: 輸送用機械器具製造業のうち、航空宇宙工業	20: その他の輸送用機械器具製造業	21: その他の製造業
22: 電気・ガス・熱供給・水道業	23: 通信業	24: 放送コンテンツ業
25: 情報サービス・ソフトウェア業	26: トラック運送業	27: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）
28: 卸売業	29: 小売業	30: 金融業、保険業
31: 不動産業、物品賃貸業	32: 学術研究、専門・技術サービス業	33: 広告業
34: 宿泊業	35: 飲食サービス業	36: 生活関連サービス業
37: 教育、学習支援業	38: 自動車整備業・機械修理業	39: 警備業
40: その他のサービス業	41: その他（上記以外）	

4. 繊維工業を選択した方は ⑥、⑦にもお答えください。 → 次ページ

⑤ 貴社は、下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について御存知ですか。 [複数回答可]

1: 下請代金支払遅延等防止法（下請法）
2: 下請中小企業振興法（振興基準）
3: 業界毎に定める下請ガイドライン
4: 業界団体が定める自主行動計画
5: 価格交渉促進月間（3月・9月）
6: パートナシップ構築宣言

⑥ ④で「4:繊維工業」と回答した場合、貴社の業種をお答えください。〔単一回答〕

※複数ある場合は、最も中心となる業種を1つ選んでください

1:製糸、紡績、化学繊維等製造	2:撚糸等準備	3:織物
4:ニット	5:染色整理	6:縫製
7:副資材製造	8:その他繊維製品製造	9:卸・問屋・商社
10:アパレル	11:小売り	12:その他（ ）

⑦ 所属している団体名をお答えください。〔単一回答〕

※複数の場合はこの調査票の返送先を選んでください。

1: 日本紡績協会	2: 日本化学繊維協会	3: 日本羊毛産業協会
4: 日本綿スフ織物工業連合会	5: 日本絹人織織物工業組合連合会	6: 日本毛織物等工業組合連合会
7: (一社) 日本染色協会	8: 日本毛整理協会	9: 日本ニット工業組合連合会
10: 日本靴下工業組合連合会	11: 日本輸出縫製品工業組合	12: 日本繊維輸出／輸入組合（大阪）
13: 日本繊維輸出／輸入組合（東京）	14: 京織物卸商業組合	15: 名古屋織物卸商業組合
16: 京都織物卸商業組合	17: 日本撚糸工業組合連合会	18: 日本麻紡績協会
19: 日本繊維染色連合会	20: 日本タオル工業組合連合会	21: 日本製網工業組合
22: (協組) 関西ファッション連合	23: (一社) 日本アパレル・ファッション産業協会	24: (一社) 日本インテリア協会
25: 岐阜婦人子供服工業組合連合会	26: 名古屋婦人子供服工業組合	27: 日本被服工業組合連合会
28: 日本アパレルソーイング工業組合連合会	29: 岐阜県既製服縫製工業組合	30: 大阪服装縫製工業組合
31: 愛媛県縫製品工業組合	32: 福岡ファッション協同組合	33: (一社) 日本ボディファッション協会
34: 日本繊維ロープ工業組合	35: (一社) 日本寝具寝装品協会	36: 日本羽毛製品協同組合
37: 繊維産業流通構造改革推進協議会	38: その他（ ）	

＜発注側事業者調査票＞

「発注側事業者調査票」は、貴社が発注者の立場にある取引の状況についてお答えください。

「受注側事業者調査票」(P7～)は、貴社が受注者の立場にある取引状況についてお答えください。

I. 仕入先（発注先）情報

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

【発注側 1】 貴社が常時取引している仕入先（発注先）の数をお答えください。 [単一回答]

貴社とBtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先（発注先）数

回答欄

【発注側 2】 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）は、貴社と同じ業種ですか。 [単一回答]

1: 同じ業種 2: 違う業種 3: 分からない

II. 価格決定方法

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

【発注側 3】 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）から理解を得られるような十分な協議の実施状況についてお答えください。 [単一回答]

1: 全ての仕入先（発注先）と協議した（100%）	→【発注側 4～6】へ
2: 多くの仕入先（発注先）と協議した（99～81%）	→【発注側 4～6】へ
3: 一部の仕入先（発注先）と協議した（80～41%）	→【発注側 4～6】へ
4: あまり協議しなかった（40～1%）	→【発注側 7】へ
5: 全く協議しなかった（0%）	→【発注側 7】へ

【発注側 4】 【発注側 3】で「1: 全ての仕入先（発注先）と協議した（100%）」「2: 多くの仕入先（発注先）と協議した（99～81%）」「3: 一部の仕入先（発注先）と協議した（80～41%）」と回答した方にお伺いします。 [単一回答]

単価の決定・改定にあたっての協議について、貴社と仕入先（発注先）のどちらから申入れを行う場合が多かったですか。

1: 貴社 →【発注側 6】へ 2: 仕入先（発注先） →【発注側 5】へ 3: 双方 →【発注側 5】へ

【発注側 5】 【発注側 4】で「2: 仕入先（発注先）」「3: 双方」と回答した方にお伺いします。 [単一回答]

仕入先（発注先）から単価の決定・改定にあたっての協議の申入れがあった場合、どのような対応をとりましたか。

1: 全ての申入れに応じた（100%）	2: 多くの申入れに応じた（99～81%）	3: 一部の申入れに応じた（80～41%）
4: あまり応じなかった（40～1%）	5: 全く応じなかった（0%）	

【発注側 6】 【発注側 3】で「1: 全ての仕入先（発注先）と協議した（100%）」「2: 多くの仕入先（発注先）と協議した（99～81%）」「3: 一部の仕入先（発注先）と協議した（80～41%）」と回答した方にお伺いします。

仕入先（発注先）と協議を実施するに至った理由は何ですか。 [複数回答可]

自社をとりまく環境の変化等	1: ニュース等の報道等から仕入先（発注先）との協議に取り組む必要を感じたため
	2: 行政・業界団体等からの要請があったため
	3: 同業他社が仕入先（発注先）と協議を実施しているため
	4: 自社の業績が上がり協議に応じる余裕が生まれたため
	5: 経営層から適正取引に向けて対応するよう指示があったため
	6: 自社の販売先も協議に応じてくれたため
	7: これまでも協議に応じていたため
	8: その他（自社をとりまく環境の変化等） ()
仕入先（発注先）の行動要因	9: 仕入先（発注先）から強い要望（何度も要望）があったため
	10: 商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関とともに協議の申し入れがあったため
	11: その他（仕入先（発注先）の行動要因） ()

【発注側 7】 【発注側 3】で「4: あまり協議しなかった（40～1%）」「5: 全く協議しなかった（0%）」と回答した方にお伺いします。

仕入先（発注先）と協議を実施しなかった理由は何ですか。〔複数回答可〕

要因	1: 自社の業績が悪化しているため	
	2: 想定している予算内での対応が難しいため	
	3: 交渉の必要性を感じないため	
	4: 自社の転嫁が出来ていないため	
	5: 今後、取引中止や仕入先変更を検討しているため	
	6: 社内体制上、交渉へ対応する人的な余力がなかったため	
	7: その他（	）

【発注側 8】 2021年以前（価格交渉促進月間以前*）と比較して、直近 1 年間では、仕入先（発注先）との価格改定に関する協議の頻度はどのように変化しましたか。〔単一回答〕

*中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、2021年9月から、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定しています。

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した
---------	--------	---------

【発注側 9】 直近 1 年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について

2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。〔各項目単一回答〕

①コスト全般の変動の価格反映状況					
1: 全て反映した (100%)	2: 概ね反映した (99～81%)	3: 一部反映した (80～41%)	4: あまり反映しなかった (40～1%)	5: 反映しなかった (0%)	
②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況					
1: 全て反映した (100%)	2: 概ね反映した (99～81%)	3: 一部反映した (80～41%)	4: あまり反映しなかった (40～1%)	5: 反映しなかった (0%)	
③原材料価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映した (100%)	2: 概ね反映した (99～81%)	3: 一部反映した (80～41%)	4: あまり反映しなかった (40～1%)	5: 反映しなかった (0%)	
④エネルギー価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映した (100%)	2: 概ね反映した (99～81%)	3: 一部反映した (80～41%)	4: あまり反映しなかった (40～1%)	5: 反映しなかった (0%)	

「1: 全て反映した（100%）」「2: 概ね反映した（99～81%）」「3: 一部反映した（80～41%）」を 1 項目でも回答した方 →【発注側 1 0】へ

「4: あまり反映しなかった（40～1%）」「5: 反映しなかった（0%）」を 1 項目でも回答した方 →【発注側 1 2】へ

【発注側 1 0】 【発注側 9】で「1: 全て反映した（100%）」「2: 概ね反映した（99～81%）」「3: 一部反映した（80～41%）」を 1 項目でも回答した方にお伺いします。

2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）のコスト増加分を反映できた仕入先（発注先）の数は、どの程度ですか。〔単一回答〕

1: 全ての仕入先（発注先）に反映した (100%)	2: 多くの仕入先（発注先）に反映した (99～81%)	3: 一部の仕入先（発注先）に反映した (80～41%)	4: あまり反映しなかった (40～1%)	5: 全く反映しなかった (0%)	
-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------	----------------------	--

【発注側 1 1】 発注側 9 で「1: 全て反映した（100%）」「2: 概ね反映した（99～81%）」「3: 一部反映した（80～41%）」を 1 項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを2023年度の単価に反映するに至った理由は何ですか。〔複数回答可〕

自社をとりまく環境の変化等	1: ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要を感じたため	
	2: 行政・業界団体等からの要請があったため	
	3: 同業他社が仕入先（発注先）の価格転嫁に応じているため	
	4: 自社の業績が上がり価格転嫁に応じる余裕が生まれたため	
	5: 経営層から適正取引に向けて対応するよう指示があったため	
	6: 自社の販売先も価格転嫁に応じてくれたため	
	7: これまでも価格転嫁に応じていたため	
	8: その他（自社をとりまく環境の変化等） (	）

仕入先（発注先）の 行動要因	9: 定量的なエビデンスに基づく交渉であったため（原価計算・価格変動状況等）	
	10: 競合他社の値上げ動向を踏まえて価格交渉を申し入れてきたため	
	11: 価格改定に応じなければ取引量の減少や撤退する旨の意思表示があったため	
	12: 仕入先（発注先）の製品・サービスの品質等が他社と差別化出来ている旨の説明があったため	
	13: 仕入先（発注先）から、下請代金支払遅延等防止法など、自社が遵守すべき法令・ルール等に関する案内があったため	
	14: その他（仕入先（発注先））の行動要因） （ ）	

【発注側 1 2】 発注側 9 で「4: あまり反映しなかった（40～1%）」「5: 反映しなかった（0%）」を 1 項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを2023年度の単価に反映できなかった理由は何ですか。〔複数回答可〕

要因	1: 仕入先（発注先）が定量的なエビデンスを用意していなかったため（原価計算・価格変動状況等）	
	2: 自社の業績が悪化しているため	
	3: 社内で値上げの承認が得られなかったため	
	4: 仕入先からの値上げが必要な理由に納得ができなかったため	
	5: 自社の販売先からコストカットの指示があったため	
	6: 仕入先（発注先）と同業の他社が多いため	
	7: 今後、取引中止や仕入先変更を検討しているため	
	8: これまでも価格転嫁に応じていなかったため	
	9: その他（ ）	

【発注側 1 3】 2021年以前（価格交渉促進月間以前*）と比較して、直近 1 年間では、各変動コストの反映状況はどのように変化しましたか。〔単一回答〕

*中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、2021年9月から、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定しています。

1: より反映できている	2: 横ばい	3: 反映できていない	
--------------	--------	-------------	--

Ⅲ. 原価低減要請、協賛金等

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

【発注側 1 4】 直近 1 年間で、仕入先（発注先）に対して原価低減要請を実施するにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてお答えください。〔複数回答可〕

1: 業務効率化に関する提案	→【発注側15】へ	
2: 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した	→【発注側15】へ	
3: 何も実施していない	→【発注側15】へ	
4: 原価低減要請は実施していない	→【発注側16】へ	
5: その他（ ）	→【発注側15】へ	

【発注側 1 5】 原価低減要請を実施した場合、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意したか否かの状況をお答えください。〔単一回答〕

1: 全ての仕入先（発注先）と書面により合意した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）と書面により合意した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）と書面により合意した（80～41%）	4: 書面による合意はあまり実施しなかった（40～1%）	5: 書面による合意は実施しなかった（0%）	
--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------	--

【発注側 1 6】 直近 1 年間の仕入先（発注先）に対する不合理な原価低減要請*の実施状況をお答えください。〔単一回答〕

*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

1: 全ての仕入先（発注先）に不合理な原価低減要請を実施した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）に不合理な原価低減要請を実施した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）に不合理な原価低減要請を実施した（80～41%）	4: 不合理な原価低減要請はあまり実施しなかった（40～1%）	5: 不合理な原価低減要請は行っていない（0%）	
--------------------------------------	--	--	---------------------------------	--------------------------	--

【発注側 1 7】 直近 1 年間で、仕入先（発注先）に対して金銭、役務等の利益提供要請*を実施するにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてお答えください。〔複数回答可〕

*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

1: 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した	→【発注側18】へ	
2: 何も実施していない	→【発注側18】へ	
3: 利益提供要請は実施していない	→【発注側19】へ	
4: その他（ ）	→【発注側18】へ	

【発注側 1 8】 金銭、役務等の利益提供要請した場合は、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意したか否かの状況をお答えください。〔単一回答〕

1: 全ての仕入先（発注先）と書面により合意した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）と書面により合意した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）と書面により合意した（80～41%）	4: 書面による合意はあまり実施しなかった（40～1%）	5: 書面による合意は実施しなかった（0%）	
--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------	--

【発注側 1 9】 直近 1 年間の仕入先（発注先）に対する不当な金銭、役務等の利益提供要請*の実施状況をお答えください。〔単一回答〕

*委託内容にない図面等の無償提供、無償の陳列応援、無償の試作品又はサンプル作成要請等

1: 全ての仕入先（発注先）に不当な利益提供要請を実施した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）に不当な利益提供要請を実施した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）に不当な利益提供要請を実施した（80～41%）	4: 不当な利益提供要請はあまり実施しなかった（40～1%）	5: 不当な利益提供要請は行っていない（0%）	
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	-------------------------	--

【発注側 2 0】 2016年以前（未来志向型の取引慣行に向けて策定以前*）と比較して、直近 1 年間では、不合理な原価低減要請の実施状況はどのように変化しましたか。〔単一回答〕

*中小企業庁では、取引環境の改善を図ることを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を2016年に策定しています

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した	
---------	--------	---------	--

IV. 支払い条件

【発注側 2 1】 仕入先（発注先）との取引に係る内容（納期、支払条件、仕様等）に契約書等の書面は、存在しますか。また、当該内容を把握していますか。〔単一回答〕

1: 存在する（内容も把握している）	2: 存在する（内容は把握していない）	3: 存在しない	4: 存在するか分からない	
--------------------	---------------------	----------	---------------	--

■手形等（約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権）に関する質問

【発注側 2 2】 直近 1 年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合*、その割合をお答えください。〔単一回答〕

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 全て現金払い（0%）	→ V. 知的財産等への対応へ	
2: 10%未満	→【発注側 2 3】へ	
3: 10～30%未満	→【発注側 2 3】へ	
4: 30～50%未満	→【発注側 2 3】へ	
5: 50%以上	→【発注側 2 3】へ	
6: 全て手形等の支払い	→【発注側 2 3】へ	

【発注側 2 3】 【発注側 2 2】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。〔単一回答〕

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30日(1ヶ月)以内	2: 60日(2ヶ月)以内	3: 90日(3ヶ月)以内	4: 120日(4ヶ月)以内	5: 120日(4ヶ月)超	
---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	--

【発注側 2 4】 【発注側 2 2】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合*、サイトを60日以内に変更する予定はありますか。〔単一回答〕

*下請振興基準では、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。」とされています。

1: 来年（2024年）までに60日以内に変更予定	2: 時期は未定だが、60日以内に予定	3: 60日以内に変更する予定はない	4: 60日を超えるサイトの手形等はない	
---------------------------	---------------------	--------------------	----------------------	--

■約束手形に関する質問

【発注側 2 5】 【発注側 2 2】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

貴社は2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を御存知ですか。 [単一回答]

*下請振興法に定める振興基準では、「令和8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。」とされています。

1: 知っている	2: 知らなかった	
----------	-----------	--

【発注側 2 6】 【発注側 2 2】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

現在、下請代金の支払いに約束手形を利用している場合、約束手形の利用廃止*を予定していますか。 [単一回答]

*「約束手形の利用廃止」は、現金振込払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指します。

1: 2026年までに利用を廃止する予定	2: 時期は未定だが、利用を廃止する予定	3: 利用の廃止に向けて検討中	4: 約束手形の利用の廃止予定はない	5: 現在、約束手形の利用はない	
----------------------	----------------------	-----------------	--------------------	------------------	--

【発注側 2 7】 【発注側 2 6】で「4: 約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。

約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。 [複数回答可]

1: 資金繰りがつかないため	
2: 資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	
3: 電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	
4: 仕入先販売先が電子的決済手段（約束手形で支払われるため）に対応しないため	
5: 電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	
6: 仕入先（発注先）から依頼されていないため（約束手形での支払いを希望されているため）	
7: 電子債権等の電子的決済手段に移行しても約束手形と何ら変わらないと感じているため	
8: これまでの慣習を変えるのは手間なため	
9: その他（ ）	

V. 知的財産等への対応

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

【発注側 2 8】 直近 1 年間で、知的財産権等*を含む取引において適正な取引を実現するための取組の実施状況をお答えください。

[単一回答] *知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

- 〈取組〉 ・仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない
・仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない
・仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

1: 全ての企業に実施した（100%）	→【発注側 3 0】へ	
2: 多くの企業に実施した（99～81%）	→【発注側 3 0】へ	
3: 一部の企業に実施した（80～41%）	→【発注側 3 0】へ	
4: あまり実施しなかった（40～1%）	→【発注側 2 9】へ	
5: 全く実施しなかった（0%）	→【発注側 2 9】へ	
6: 知的財産権等を含む取引はない	→【発注側 3 0】へ	

【発注側 2 9】 【発注側 2 8】で「4: あまり実施しなかった（1～40%）」「5: 全く実施しなかった（0%）」を回答した方にお伺いします。

「実施していない」理由をお答えください。 [複数回答可]

1: 実施する必要性を感じないため	
2: 自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため	
3: 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について知らなかったため	
4: 仕入先（発注先）から求められていないため	
5: その他（ ）	

VI. 働き方改革への対応

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

【発注側 3 0】 貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。〔複数回答可〕

*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応等

1: 特に影響はない	
2: 急な仕様変更への対応の増加	
3: 短納期での発注の増加	
4: 検収の遅れ	
5: 支払決済処理のズレによる入金遅れ	
6: 従業員派遣を要請	
7: 発注業務の拡大・営業時間の延長	
8: 祝休日出勤の増加	
9: その他（	
10: 分からない	

【発注側 3 1】 直近 1 年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。〔単一回答〕

*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など

1: 全ての仕入先（発注先）について適正コストを負担した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）について適正コストを負担した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）について適正コストを負担した（80～41%）	4: 適正コストの負担はあまりしなかった（40～1%）	5: 適正コストは全く負担しなかった（0%）	6: 短納期発注や急な仕様変更などは行っていない
------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------

< 受注側事業者調査票 >

「受注側事業者調査票」は、貴社が受注者の立場にある取引の状況についてお答えください。

I. 販売先情報

【受注側 1】 継続取引をしている販売先のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種を回答ください。[単一回答]

回答欄

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維工業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 化学産業（製薬産業）	9: 化学産業（製薬産業以外）
10: 石油製品・石炭製品製造業	11: 鉄鋼業	12: 非鉄金属製造業
13: 金属製品製造業	14: 機械製造業	15: 医療機器、福祉用具製造業
16: 電機・情報通信機器製造業	17: 輸送用機械器具製造業のうち、自動車・自動車部品製造業	18: 輸送用機械器具製造業のうち、造船業
19: 輸送用機械器具製造業のうち、航空宇宙工業	20: その他の輸送用機械器具製造業	21: その他の製造業
22: 電気・ガス・熱供給・水道業	23: 通信業	24: 放送コンテンツ業
25: 情報サービス・ソフトウェア業	26: トラック運送業	27: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）
28: 卸売業	29: 小売業	30: 金融業、保険業
31: 不動産業、物品賃貸業	32: 学術研究、専門・技術サービス業	33: 広告業
34: 宿泊業	35: 飲食サービス業	36: 生活関連サービス業
37: 教育、学習支援業	38: 自動車整備業・機械修理業	39: 警備業
40: その他のサービス業	41: その他（上記以外）	

【受注側 2】 取引金額が最も大きい販売先の資本金額をお答えください。[単一回答]

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超5,000万円以下	3: 5,000万円超3億円以下
4: 3億円超10億円以下	5: 10億円超100億円以下	6: 100億円超

【受注側 3】 貴社が常時取引している仕入先（発注先）の数を回答ください。[単一回答]

貴社と常時取引（BtoB）をしている販売先数

II. 価格決定方法

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

【受注側 4】 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。
各コストの変動についてお答えください。[各項目単一回答]

①コスト全般の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
③原材料価格の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
④エネルギー価格の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった

「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と1項目でも回答した方 →【受注側 5】へ

「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」と1項目でも回答した方 →【受注側 6】へ

上記以外の方 →【受注側 7】へ

【受注側 5】 【発注側 4】で「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と1項目でも回答した方にお伺いします。

販売先が協議に応じてくれた理由は何だと思いますか。〔複数回答可〕

販売先をとりまく環境の変化等	1: ニュース等の報道等から販売先が協議に取り組む必要を感じたと思われるため	
	2: 行政・業界団体等から販売先に要請があったと思われるため	
	3: 販売先の同業他社が仕入先（発注先）と協議を実施していると思われるため	
	4: 販売先の業績が上がり協議に応じる余裕が生まれたと思われるため	
	5: 販売先の経営層が適正取引に向けて対応するよう指示したと思われるため	
	6: 販売先の上位の販売先も協議に応じてくれたと思われるため	
	7: 販売先はこれまでも協議に応じていたため	
	8: その他（販売先をとりまく環境の変化等） ()	
貴社の行動要因	9: 貴社から強い要望（何度も要望）を行ったため	
	10: 商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関とともに協議の申し入れたため	
	11: その他（貴社の行動要因） ()	

【受注側 6】 【受注側 4】で「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」と1項目でも回答した方にお伺いします。

仕入先（発注先）と協議を実施しなかった理由は何ですか。〔複数回答可〕

要因	1: 販売先の業績が悪化していると思われるため	
	2: 想定している予算内での対応が難しいと思われるため	
	3: 販売先も価格転嫁出来ていないと思われるため	
	4: 今後の取引中止や仕入先変更を検討していると思われるため	
	5: 社内体制上、交渉へ対応する人的余力がなかったと思われるため	
	6: その他 ()	

【受注側 7】 2021年以前（価格交渉促進月間以前*）と比較して、直近1年間では、仕入先（発注先）との価格改定に関する協議の頻度はどのように変化しましたか。〔単一回答〕

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した	
---------	--------	---------	--

【受注側 8】 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。〔各項目単一回答〕

①コスト全般の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかつた (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	
②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかつた (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	
③原材料価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかつた (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	
④エネルギー価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかつた (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	

「1: 全て反映された（100%）」「2: 概ね反映された（99～81%）」「3: 一部反映された（80～41%）」を1項目でも回答した方 →【発注側 9】へ

「4: あまり反映されなかった（40～1%）」「5: 反映されなかった（0%）」を1項目でも回答した方 →【発注側 10】へ

【受注側 9】 【受注側 8】で「1: 全て反映された（100%）」 「2: 概ね反映された（81～99%）」 「3: 一部反映された（80～41%）」と1項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを2023年度の単価に反映するに至った理由は何ですか。〔複数回答可〕

販売をとりまく環境 の変化等	1: ニュース等の報道等から販売先が価格転嫁に取り組む必要を感じたと思われるため	
	2: 行政・業界団体等から販売先に要請があったと思われるため	
	3: 販売先の同業他社が仕入先（発注先）の価格転嫁に応じていると思われるため	
	4: 販売先の業績が上がり価格転嫁に応じる余裕が生まれたと思われるため	
	5: 販売先の経営層が適正取引に向けて対応するよう指示したと思われるため	
	6: 販売先の上位の販売先も価格転嫁に応じてくれたと思われるため	
	7: 販売先はこれまでも価格転嫁に応じていたため	
	8: その他（販売先をとりまく環境の変化等） （ ）	
貴社の行動要因	9: 定量的なエビデンスに基づいて交渉したため（原価計算・価格変動状況等）	
	10: 競合他社の値上げ動向を踏まえて価格交渉を申し入れたため	
	11: 価格改定に応じなければ取引量の減少や撤退する旨の意思表示をしたため	
	12: 自社の製品・サービスの品質等が他社と差別化出来ている旨の説明があったため	
	13: 下請代金支払遅延等防止法など、販売先が遵守すべき法令・ルール等を案内したため	
	14: その他（貴社の行動要因） （ ）	

【受注側 1 0】 【受注側 8】で「4: あまり反映しなかった（40～1%）」 「5: 反映しなかった（0%）」を1項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを2023年度の単価に反映できなかった理由は何ですか。〔複数回答可〕

要因	1: 定量的なエビデンスを用意できなかったため（原価計算・価格変動状況等）	
	2: 販売先の業績が悪化していると思われるため	
	3: 販売先の社内で値上げの承認が得られなかったと思われるため	
	4: 仕入先からの値上げが必要な理由に納得ができなかったため	
	5: 自社の販売先からコストカットの指示があったため	
	6: 販売先の取引先に自社と同業の他社が多いため	
	7: これまでも価格転嫁に応じていなかったため	
	8: その他 （ ）	

【受注側 1 1】 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。

例：コスト全体が100円で、①労務費が約20円、②原材料価格が約40円、③エネルギーコストが約30円、④その他が約10円の場合、
①約20%、②約40%、③約30%、④約10%と回答。

【各項目の合計が100%となるようにご回答ください。各項目の割合はおおよそ構いません。】

【各項目の割合の算出が困難または不明の場合は、「不明」に1と入力してください】

①労務費の割合（%）	合計 100% 約（%）→ 約（%）→ 約（%）→ 約（%）→	
②原材料価格の割合（%）		
③エネルギー価格の割合（%）		
④その他の費用⑤計の割合（%）		
⑤不明		

Ⅲ. 原価低減要請、協賛金

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

【受注側 1 2】 直近 1 年間で、販売先から不合理な原価低減要請*を受けたことがありますか。[単一回答]

*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

1: 受けたことがある→【受注側 1 3】へ	2: 受けたことはない→【受注側 1 4】へ	
------------------------	------------------------	--

【受注側 1 3】 【受注側 1 2】で「1: 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。

不合理な原価低減要請に際し、販売先と十分に協議し、納得のうえ書面により合意しましたか。[単一回答]

1: 要請に納得したうえで合意した	2: 要請に納得しないまま合意した	3: 要請に応じなかった	
-------------------	-------------------	--------------	--

【受注側 1 4】 直近 1 年間で、販売先から不当な金銭、役務等の利益提供要請*を受けたことがありますか。[単一回答]

*委託内容にない図面等の無償提供、無償の陳列応援、無償の試作品又はサンプル作成要請等

1: 受けたことがある→【受注側 1 5】へ	2: 受けたことはない→【受注側 1 6】へ	
------------------------	------------------------	--

【受注側 1 5】 【受注側 1 4】で「1: 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。

不当な金銭、役務等の利益提供要請に際し、販売先と十分に協議し、納得のうえ書面により合意しましたか。[単一回答]

1: 要請に納得したうえで合意した	2: 要請に納得しないまま合意した	3: 要請に応じなかった	
-------------------	-------------------	--------------	--

【受注側 1 6】 2016年以前（未来志向型の取引慣行に向けて策定以前*）と比較して、直近 1 年間では、不合理な原価低減要請又は、金銭、役務その他の経済上の利益提供要請を受ける状況はどのように変化しましたか。[単一回答]

*中小企業庁では、取引環境の改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を2016年に策定しています。

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した	
---------	--------	---------	--

Ⅳ. 支払い条件

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

■手形等（約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権）に関する質問

【受注側 1 7】下請代金を手形等で受け取っている場合*、その割合はどれくらいですか。[単一回答]

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 全て現金払い（0%）	→ V. 知的財産等への対応へ	
2: 10%未満	→【受注側 1 8～2 1】へ	
3: 10～30%未満	→【受注側 1 8～2 1】へ	
4: 30～50%未満	→【受注側 1 8～2 1】へ	
5: 50%以上	→【受注側 1 8～2 1】へ	
6: 全て手形等の支払い	→【受注側 1 8～2 1】へ	

【受注側 1 8】 【受注側 1 7】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

販売先からの下請け代金の受け取り方法について、現在の方法から変更を希望しますか。[単一回答]

1: サイト・現金への変更に 変更を希望する	2: サイトの変更のみ希望する	3: 現金への変更のみ 希望する	4: 変更を希望しない			
---------------------------	-----------------	---------------------	-------------	--	--	--

【受注側 1 9】 【受注側 1 7】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

下請代金を手形等で受け取っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。[単一回答]

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30日(1ヶ月)以内	2: 60日(2ヶ月)以内	3: 90日(3ヶ月)以内	4: 120日(4ヶ月)以内	5: 120日(4ヶ月)超	
---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	--

【受注側 2 0】 【受注側 1 7】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で、下請け代金の受け取り方法を手形等から現金へ変更するための協議を行いましたか。[単一回答]

1: 販売先から申し出が あり協議を行った	2: 自社から申し出を行い 協議に応じてくれた	3: 自社から申し出を 行ったが協議に応じて くれなかった	4: 協議を行う必要が なかった			
--------------------------	----------------------------	-------------------------------------	---------------------	--	--	--

■約束手形に関する質問

【受注側 2 1】 【受注側 1 7】で「1: 全て現金払い（0%）」以外を回答した方にお伺いします。

貴社は2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を御存知ですか。 [単一回答]

*下請振興法に定める振興基準では、「令和8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。」とされています。

1: 知っている	2: 知らなかった	
----------	-----------	--

V. 知的財産等への対応

【受注側 2 2】 貴社の保有する知的財産権等*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？ [単一回答]

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

1:実施中	2:実施予定	3:未実施	4:知的財産権等を有しているか分からない	
-------	--------	-------	----------------------	--

【受注側 2 3】 【受注側 2 2】で「2: 実施予定」「3: 未実施」と回答した方にお伺いします。

「実施していない」理由をお答えください。 [複数回答可]

1: 実施する必要性を感じないため	
2: 販売先に定型の契約書書式がある等の理由から販売先が協議に応じてくれないため	
3: 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について知らなかったため	
4: その他	

【受注側 2 4】 直近 1 年間で、知的財産権等*の取引において販売先から受けたことのある行為について、あてはまるものを選んでください。 [複数回答可]

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

1: 特になし	
2: 知的財産の無断使用	
3: 知的財産の対価の否定	
4: 販売先に一方的に有利な内容の契約	
5: 不当な知財の帰属	
6: 知的財産の流出	
7: 知的財産の提供の強制	
8: 選択肢2～7以外の行為 (具体的な内容：)	

VI. 働き方改革への対応

【受注側 2 5】 直近 1 年間の販売先が実施した働き方改革に関された対応*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。
[複数回答可]

*時間外労働の上限規制に関された対応、年次有給休暇の時季指定に関された対応、同一労働同一賃金に関された対応

1: 特に影響はない	
2: 急な仕様変更への対応の増加	
3: 短納期での発注の増加	
4: 検収の遅れ	
5: 支払決済処理のズレによる入金遅れ	
6: 従業員派遣を要請	
7: 発注業務の拡大・営業時間の延長	
8: 祝休日出勤の増加	
9: その他 ()	

【受注側 2 6】 直近 1 年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業（販売先）が負担しましたか。 [単一回答]

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1: 全ての仕入先（発注先）について適正コストを負担した（100%）	2: 多くの仕入先（発注先）について適正コストを負担した（99～81%）	3: 一部の仕入先（発注先）について適正コストを負担した（80～41%）	4: 適正コストの負担はあまりしなかった（40～1%）	5: 適正コストは全く負担しなかった（0%）	6: 短納期発注や急な仕様変更などは行っていない
------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------